

令和7・8年度

窓口申請用

測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加 (追加申請)の手引き

※ この手引きは、令和6年10月21日付け告示第79号、令和7年3月19日付け告示第15号の内容の詳細を定めたものです。窓口申請をされる方は、この手引きをよく御確認のうえ、誤り・記入漏れ等がないように十分に御注意ください。

※ 手書きの場合は、楷書体でハッキリと記入してください。

※ 窓口申請が可能なのは、江田島市内に本店（本社）又は契約権限を有する営業所を有する方のみです。

江田島市外業者の方は、機器の不具合など、やむを得ない場合を除き、電子申請を行ってください。

- ・測量
- ・建築関係建設コンサルタント業務
- ・地質調査業務
- ・補償関係コンサルタント業務
- ・土木関係建設コンサルタント業務
- ・その他

江 田 島 市

目 次

第1 資格審査の申請手順等

1	資格審査	2
2	申請書類の提出先及び提出期間	2
3	申請資格	2
4	入札参加資格の認定・通知・取消し等	3
5	提出書類一覧表（資格審査申請書等）	3
6	提出方法及び注意事項等	6
7	個人情報の保護	7

第2 提出書類の記入要領

1	共通事項	7
2	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔A〕〕	7
3	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔B〕〕	9
4	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔C〕〕	11
5	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔D〕〕	14
6	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔E〕〕	16
7	委任先に関する調書〔様式第2号〕	18
8	有資格技術職員名簿〔様式第3号〕	18
9	希望業務実績調書〔様式第4号〕	21

第1 資格審査の申請手順等

1 資格審査

江田島市が、令和7・8年度に発注する測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 申請書類の提出先及び提出期間

申請者の区分	提出先・受付時間
市内業者 （江田島市内に本店 （本社）又は契約権 限を有する営業所を 有する者）	〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市総務部財政課（江田島市役所本庁3階） 【受付時間】 〔 午前 9:00～12:00 〕 〔 午後 1:00～ 5:00 〕 （土・日・祝祭日を除く。）

提出期間

令和7年4月1日（火）から令和8年9月15日（火）まで

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者

ウ 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者

エ 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者

オ 直近2年間において、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者

カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに江田島市税の滞納がある者

キ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者

ク 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに国税（消費税及び地方消費税）の滞納がある者

ケ 資格審査の申請において重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者

コ 次のaからcまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）

a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

サ 申請しようとする希望業務の部門について、申請日時点において、既に令和 7・8 年度の入札参加資格の認定を受けている者

シ 申請しようとする希望業務の部門について、令和 7・8 年度に入札参加資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者

建設業者等指名除外要綱等により、江田島市の指名除外等の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外等の効力は継続します。

また、会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります

4 入札参加資格の認定・通知・取消し等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格の認定をしたときは、有資格者名簿を江田島市ホームページに掲載することで、通知に代えるものとします。

ただし、江田島市内業者については、申請者に通知します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和 7 年度及び令和 8 年度において再び、入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和 9 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。入札参加資格の取消しを受けた者は、令和 7 年度及び令和 8 年度中に江田島市が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。また、令和 9 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、江田島市が発注する業務において再委託を受けることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和 9 年 5 月 31 日まで有効です。ただし、この資格は令和 9 年度においても、その年度における資格が認定される日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業務の登録の取消し等により登録がなくなった場合は、当該業務の入札参加資格は失効します。

5 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

番号	資格審査申請書等	申請者	注意事項等
		市内業者	
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【様式第 1 号〔A～E〕】	○	
2	委任先に関する調書【様式第 2 号】	○	・ 江田島市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。登記簿上の本店以外に営業所がない場合は、「01」から「12」までを空白で提出してください。
3	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し	△	・ 申請日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。
4	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し	△	・ 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務について、それぞれ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であり、申請書の「18 法令等の登録等の有無」の欄に入力した場合に必要。

			・「４」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、「１０」の財務諸表等及び「１１」の登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しについては省略可
5	有資格技術職員名簿【様式第３号】	○	
6	希望業務実績調書【様式第４号】	○	
7	江田島市の市税について滞納がないことを江田島市長が証した書面（写しも可）	△	・申請日の３か月前の日以降に発行されたもの。 ・江田島市内に営業所等がないなどのため、江田島市に税金を納める必要のない場合には必要ありません。
8	広島県の県税について滞納がないことを県税事務所長が証した書面（写しも可）	△	・申請日の３か月前の日以降に発行されたもの。 ・広島県内に営業所等がないなどのため、広島県に税金を納める必要のない場合には必要ありません。 県税のページ http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html
9	国税通則法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号）別紙第９号その３、その３の２及びその３の３による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	・申請日の３か月前の日以降に発行されたもの。 ・納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・<u>広島国税局では、納税証明書の税務署への請求方法を、原則e-TaxWEB版）を使用したオンライン請求としています。</u> オンライン請求の方法については以下の通りです。 ①電子証明書とe-TaxのＩＤを使用することでPDF形式の電子納税証明書を取得する方法 電子入札に使用する電子証明書を使用することで請求でき、来署することなくデータで取得した電子納税証明書をデータのまま添付または印刷（何枚でも可）して書面にて使用することが可能です。 電子納税証明書（PDF形式）オンライン請求簡易マニュアル（PC版） ②電子証明書を使用せずe-TaxのＩＤを使用して事前に請求することで来署予定日に書面形式の納税証明書を取得する方法 e-TaxのＩＤと暗証番号（法人または申請される代理人の方の）のみを使用することで請求でき、指定した来署予定日に待ち時間を短縮して受け取ることが可能です。 納税証明書（書面形式）オンライン請求簡易マニュアル（PC版） 納税証明書（書面形式）オンライン請求簡易マニュアル（スマホ版） ※入札参加資格申請時には書面による提出が必要です。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求に４００円（e-Taxで交付請求の場合３７０円）が必要です。 ・納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm を参照してください。
10	<u>法人</u>：直前１年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 <u>個人</u>：直前１年の事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」	○	・「４」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。 ・資格審査申請書等を提出する日までに、直前１年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前１年の事業年度の前年度の財務諸表を提出してください。
11	法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	・申請日の３か月前の日以降に発行されたもの。 ・「４」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。

12	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）	△	- 健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの） - 雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）
13	申出書【様式第5号】	△	社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出してください。
14	I S O 9 0 0 1 の認証取得を示す登録証及び附属書の写し	△	広島県内にある営業所が、認証を取得している者のみ提出してください。
15	CPD内訳書【様式第6号】	△	「16」～「18」の書類のいずれかを提出する場合に必要です。
16	測量系CPD協議会の測量CPD制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系CPD協議会が証する書面（協議会様式4（団体用））の写し	△	- 学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出してください。 - 証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 - 前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5.4.1～R7.3.31
17	建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築CPD運営会議が証する書面（建築CPD運営会議様式3－3）の写し	△	- 学習時間を認定された技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。 - 証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 - 前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5.4.1～R7.3.31
18	建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し	△	- 学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。 - 江田島市の様式指定はありません。建設系CPD協議会に加盟する団体から、必要事項（氏名、期間、学習単位数）を確認できる証明書の交付を受け、提出してください。 - 証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 - 前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5.4.1～R7.3.31
19	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇用率2.5%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△	雇用義務の有無を確認のうえ、欄外の「注2 障害者の雇用状況について」の要件を満たす場合のみ、提出書類を提出してください。 注
20	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	△	- 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。
21	協力雇用主登録証明書の写し	△	- 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL082-221-4496）が発行した証明書を提出してください。 - 証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・切手

			貼付)を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-3 1 広島法務総合庁 舎内 広島保護観察所 民間活動支援専門官室 宛
22	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL082-511-0110）にお問い合わせください。
23	誓約書【様式第7号】	○	
24	印鑑証明書（写しも可）	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・会社・法人にあつては、会社・法人登記を管轄する法務局で発行されたもの、又は個人にあつては、住所地の市区町村長が発行したものを提出してください。
25	受付書送付用封筒	△	・受付が完了したことを確認したい場合に提出してください。 ・長形3号の封筒に申請者名と住所を記入し、切手を貼付してください。

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

（注意点）

注 障害者の雇用状況について

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.5%）を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

6 提出方法及び注意事項等

(1) 提出部数

資格審査申請書等1部

(2) 提出方法

郵送（必着）又は内容を説明できる方が提出場所に持参してください。

内容を説明できる人が提出場所に持参してください。又は郵送（必着）

(3) 注意事項

ア 資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった場合には、競争入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

イ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、様式第1号〔E〕に記入する申請事務担当者が保管してください。

ウ 提出書類の中で写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なものとし、A4版に調製したものを提出してください。

エ 提出書類については、5の「提出書類一覧表」の順番（25を除く）に並べてパンチ穴を開けて提出してください。

ファイル等に綴じないでください（ホッチキス留めは厳禁です）。

- オ 申請を依頼される場合には、申請者が申請内容等の質問に答えられるよう十分に配慮してください。（受付中に電話での確認等を行いますと、多くの方に迷惑がかかります。御協力ください。）
- カ 入札参加資格申請の申請書類はお返ししません。申請時には十分注意してください。

7 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項

- (1) 申請年月日については、提出年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、本店（本社）で作成して提出してください。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「印」の箇所へ押印してください。なお、申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。
- (3) 登記簿上の本店と実際の事務を行っている主たる営業所の所在地が異なる場合には、両方を併記してください。
- (4) 提出書類の作成に当たっては、各様式に定めのあるものを除いて、資格審査の申請日を基準日として作成してください。
- (5) 申請書類の記入については、ペン・ボールペンで行っていただくほか、シートに内容を入力後、プリントアウトした紙での申請も可能です。
なお、電子媒体による申請はできませんので、A4版用紙に出力してから提出してください。
- (6) 「※」の欄には何も記入しないでください。

2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔A〕〕

- (1) 「※ 受付番号」欄は、記入しないでください。
- (2) 「01 新規・更新の区分」の欄
新規に申請する場合は「1」を、令和3・4年度に限らず、過去に江田島市の入札参加資格（測量・建設コンサルタント等業務）の認定を受けたことがある場合は「2」を記入してください。
- (3) 「02 登録番号」の欄
記入の必要はありません。
- (4) 「03 債権者コード」の欄
記入の必要はありません。
- (5) 「04 法人番号」の欄
法人の場合、国税庁から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、指定された法人番号を記入してください。
個人の場合（法人番号の指定対象になっていない方）は空白としてください。
- (6) 「05 法人・個人の区分」の欄
該当する番号（1. 法人、2. 個人）を記入してください。
- (7) 「06 商号又は名称（フリガナ）」の欄
フリガナはカタカナを用いることとし、濁点（「」）及び半濁点（「゜」）は、1文字としない

ください。なお、株式会社等の法人の種類を表す文字についてはフリガナは不要です。

(正)

パ

バ

(誤)

ハ °

ハ ˆ

(8) 「07 商号又は名称（漢字等）」の欄

ア 株式会社等法人の種類を表す文字は、次の表の略号を用いて記入してください。

イ 括弧もそれぞれ1字とみなし、1枠ずつ記入してください。

ウ 商号又は名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入することとしますが、カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。

エ 文字がカラムの中に収まらない場合には適宜ますを追加して記入してください。

(例)

(株)

種類	株 式 会 社	有 限 会 社	合 資 会 社	合 名 会 社	協 同 組 合	協 業 組 合	企 業 組 合	合 同 会 社	有 限 責 任 事 業 組 合	
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	
種類	一般財団 法 人		一般社団 法 人		公益財団 法 人		公益社団 法 人		特例財団 法 人	特例社団 法 人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

(9) 「08 代表者氏名（漢字等）」の欄

姓と名との間は1文字空けて記入してください。

(例)

県 庁 太 郎

(10) 「09 郵便番号」の欄

本店所在地の郵便番号を記入してください。

(11) 「10 本店所在地市区町村コード」の欄

記入の必要はありません。

(12) 「11 本店所在地（漢字等）」の欄

「10」において記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」については、「ー（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

(例1) 広島県広島市中区基町10番52号 広島県庁ビル6階 の場合

基 町 1 0 - 5 2

広 島 県 庁 ビ ル 6 階

(例2) 広島県福山市東桜町3番5号 の場合

東 桜 町 3 - 5

(例3) 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1の 場合

大 字 戸 河 内 7 8 4 - 1

※都道府県名・市町村名等は記入しないでください。

(13) 「１２ 電話番号」及び「１３ FAX番号」の欄

左詰めで記入し、市外局番と市内局番等は「－（ハイフン）」で結んでください。

(例)

0	8	2	－	2	2	8	－	2	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(14) 「１４ Eメールアドレス」の欄

ア 本店のメールアドレスを左詰めで記入してください。

イ 個人の方のメールアドレスでも構いませんが、業務上の連絡に対応できるアドレスを記入してください。

ウ 「大文字」、「小文字」、「－（ハイフン）」、「_（アンダーバー）」、「.（ドット）」等は、明確に記入してください。

エ 必ず「本店」のアドレスを記入してください。「本店」においてEメールアドレスがない場合は記入不要です。

（営業所が連絡先になる場合は、「様式第2号 委任先に関する調書」に記入してください。）

(例)

H	I	r	o	s	h	i	m	a	_	k	@	p	r	e	f	.	J	P	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

(15) 「１５ Eメールアドレス区分」の欄

項番「１４」に記入したEメールアドレスが、法人用のときは「１」、担当者用のときは「２」を記入してください。「１４」に記入していない場合は空白のままとしてください。

(16) 「１６ 県内営業所の有無」の欄

県外業者・県内業者に限らず、広島県内に営業所（本県と常時契約を締結する権限を委任されているものに限る。）がある場合に「１」を記入してください。ない場合は空白としてください。

3 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔B〕〕

(1) 「１７ 希望業務の内容」の欄

審査を希望する業務分野の部門の下欄に「１」を記入してください。

(業務内容)

業務分野	業務部門
測量	測量一般、地図の調製、航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
その他	不動産鑑定、登記手続等、その他

(注意事項)

- 1 「測量」分野は、測量業法に基づく測量業者の登録を受けていない方は希望できません。
- 2 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち、「建築一般」部門については、建築士法に基づく建築士事務所の登録を受けていない方は希望できません。
- 3 「その他」分野のうち、「不動産鑑定」部門については、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の登録を受けていない方は希望できません。

(2) 「17-1 その他業務の具体的内容（希望業務）」の欄

「その他」分野の「その他」部門を希望した方のみ、その内容を5項目以内で簡潔に記入してください。

なお「その他」部門は、「測量」、「建築関係建設コンサルタント」、「地質調査」、「補償関係建設コンサルタント」、「土木関係建設コンサルタント」分野に該当しない電算関係業務、計算業務、工事資料等の整理、経済調査、環境調査、交通量調査、埋蔵文化財発掘調査支援業務、水質大気等の分析・解析等が対象となります。

(3) 「18 法令等の登録等の有無」の欄

次の区分により、該当する登録等の下の欄に「1」を記入してください。

登 録 等	登録に関する法令
測 量 業 者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合
建 築 士 事 務 所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合
地 質 調 査 業 者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補 償 コ ン サ ル タ ン ト	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
建 設 コ ン サ ル タ ン ト	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
不 動 産 鑑 定 業 者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合
土 地 家 屋 調 査 士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条による登録を受けている場合（ <u>法人の場合は、記入しない。</u> ）
司 法 書 士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第6条による登録を受けている場合（ <u>法人の場合は、記入しない。</u> ）
計 量 証 明 事 業 者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合

(4) 「19 登録等を受けている事業一覧」の欄

該当する欄に登録年月日を記入してください。登録番号については、記入不要です。

なお、1つの登録の中に複数の部門等に登録がある場合には、登録年月日が最新のものを1つ選択して記入してください。

(例) 計量証明事業者（濃度）登録が平成28年10月1日、計量証明事業者（音圧レベル）登録が平成29年4月1日の場合は、「平成29年4月1日」を記入する。

- (5) 「20 補償関係コンサルタント登録業者の登録部門内容」及び「21 建設コンサルタント登録業者の登録部門内容」の欄
各登録規程により登録している部門の下欄に「1」を記入してください。

4 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書[様式第1号[C]]

(1) 「22 希望業務実績高」の欄

各欄について、次のとおり記入してください。

- ア 「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」、「④ 直前2か年間の年間平均実績高」の各欄
「① 競争参加資格希望業務区分」の区分（「測量」、「建築関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償関係コンサルタント業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「その他業務」の各業務分野）ごとに該当する欄に記入してください。
なお、業務内容については、3の(1)「業務内容」を参考にしてください。

**※ 測量・建設コンサルタント等業務以外の業務の実績高は記入しないでください。
(建設業やその他（販売業等）を兼業している場合その完成工事高、売上高は含みません。)**

イ 「② 直前2年度分決算」の欄、「③ 直前1年度分決算」の欄

- (7) 「③ 直前1年度分決算」とは申請日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算額を指します。

（提出する財務諸表・現況報告書（以下「財務諸表等」とする。）に定める期首から期末までの期間に合わせてください。）

- (例) 3月末決算の会社であり、令和7年3月期の財務諸表の調製が完了していないため、
提出する財務諸表は令和6年3月決算時のものとなる場合
→「直前1期」は令和6年3月を期末とする期となります。

（この場合に、令和7年3月期の実績高を記入しないでください。）

- (4) 「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算額を指します。
これらの各決算については、千円未満を切り捨てとしてください。

ウ 「④ 直前2か年間の年間平均実績高」の欄

②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高を指します。

（両決算の合計を2で除して得た数値であり、千円未満は四捨五入してください。）

なお、決算が1事業年度1回の場合には「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄のうち、右側の欄のみに記入してください。

また、決算が1事業年度1回の業者で、中途に決算期の変更等をしたため、直前2か年間に決算期が3以上ある場合は、「③ 直前1年度分決算」の右側の欄に一番直近の決算期だけを記入し、続いて「② 直前2年度分決算」の右側の欄に次の決算期分を記入し、残りの全ての決算期分の合計を左側の欄に、まとめて記入してください。

エ 各々の金額については消費税及び地方消費税を含まない額とします。

(例) 「測量」及び「建築関係建設コンサルタント業務」の2業種を希望する場合

「測量」の2か年の平均実績高 5、000、000円

「建築関係建設コンサルタント業務」の2か年の平均実績高 6、000、000円

⋮

① 競争参加資格希望業務区分
測量
建築関係建設コンサルタント業務
地質調査業務

④ 直前2か年間の年間平均実績高 (千円)							
					5	0	0
					6	0	0

オ 直前2か年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(例1) 営業年度を変更したため、申請日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合 ⇒ 按分計算を行う。

← C		→	← B		→	← A		→
(12か月)			(12か月)			(9か月)		
決			決			決		申
算			算			算		請
日			日			日		日

直前2年の各営業年度の合計月数…………… (A+B=21か月)

不足月数…………… 24-21=3か月

A+B+(C×3/12)

計算式 $\frac{\quad}{2}$ =直前2か年間の年間平均実績高
※按分計算を行う

(例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合

各営業年度の実績高の合計額×1/2=直前2か年間の年間平均実績高

(例：昨年度営業を開始して初の決算を迎え、測量業務2、000千円の実績のみの場合)

①競争参加資格希望業務区分	②直前2年度分決算	③直前1年度分決算	④直前2か年間の年間平均実績高
測量	0	2、000	1、000

(例3) 個人企業から法人組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合

移行前の企業又は吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請け負う業務と同業務の契約実績に限ります。)も実績高に含めてください。

(※ 詳細は入札参加資格申請問合せ窓口にお問い合わせください。)

(2) 「23 自己資本額」の欄

株主資本等変動計算書を参考に次のとおり記入してください。

(個人事業者の方は、次ページの注意事項を御参照ください。)

ア 「① 株主資本」

「資本金」に「新株式申込証拠金」、「資本剰余金」、「利益剰余金」、「自己株式申込証拠金」を加え「自己株式」を減じた額を記入してください。外資系企業の場合には、上段()内に外国資本の額を内数で記入してください。

なお、組合にあっては、「組合の基本財産」と「組合員の払込資本金」に「利益剰余金」を加えた合計額を記入してください。

イ 「② 評価・換算差額等」

「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」、「土地再評価差額金」があった場合はその合計額を記入してください。

ウ 「新株予約権」

「新株予約権」（株式会社に対して行使することにより、当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利）があった場合は、その額を記入してください。

また、自己資本額がマイナスの場合には、最左の枠に「－」を記入してください。

(例) 自己資本額が－ 1 2、3 4 5 千円の場合

－						1	2	3	4	5
---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

(3) 「2 4 損益計算書」の「税引前当期利益（S）」の欄

直前の決算期の損益計算書の「税引前当期純利益」を記入してください。

（「直前の決算期」とは、「2 2」の直前1期及び提出の財務諸表等の決算期と同じです。）

(4) 「2 5 貸借対照表」の「① 流動資産（M）」、「② 流動負債（N）」、「③ 固定資産（Q）」及び「④ 総資本額（R）」の各欄

直前の決算期の貸借対照表の各金額を記入してください。

（「直前の決算期」とは、「2 2」の直前1期及び提出の財務諸表等の決算期と同じです。）

「総資本額」とは「資産合計（負債純資産合計）」をいいます。

(注意事項)

○ 個人事業者の方の「2 3 自己資本額」「2 4 損益計算書」「2 5 貸借対照表」の記入方法について

1 「2 3 自己資本額」

- ・ ④「計（P）」欄のみの記入で構いません。この金額は提出する貸借対照表の「純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）」と一致するようにしてください。

※ 青色申告決算書の貸借対照表の場合、「純資産合計＝期首元入金＋青色申告特別控除前の所得金額＋事業主借－事業主貸」となります。

※ 個人事業者の方で、青色申告を行っていない場合も自己資本額の記載は必要です。

この場合は、青色申告決算書の貸借対照表のフォームを利用するなどして作成した貸借対照表をもとに記載してください。

2 「2 4 損益計算書」（税引前当期利益）

- ・ 貸借対照表の「本年利益（損失）」の欄の金額、または損益計算書の所得金額（確定申告において青色申告をしている者は、青色申告特別控除前の所得金額）を記入してください。

3 「2 5 貸借対照表」

- ・ 「① 流動資産」、「② 流動負債」及び「③ 固定資産」欄は、提出する貸借対照表をもとに正しく記入してください。損益計算書に「流動資産計」・「固定資産計」及び「流動負債計」欄がない場合においても、「流動・固定」の区別を間違えないよう科目を十分に確認して計算し、それぞれ記入してください。
- ・ 「④ 総資本額」は、貸借対照表の資産の部の「事業主貸」の欄の金額を含めないように注意してください。

総資本額＝「資産の部の合計」－「事業主貸」

または「流動資産計」＋「固定資産計」＋「繰延資産計」

(5) 「2 6 経営比率」の「① 総資本純利益率」、「② 流動比率」及び「③ 自己資本固定比率」の各欄
それぞれ小数点第二位の数値を四捨五入して小数点第一位までの数値を記入してください。

(6) 「2 7 外資状況」の欄

外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1、2又は3のいずれか）に「○」印を付するとともに、〔国名： 〕内に外国名を、（比率： %）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。

1又は2に該当するとき、又は3に該当し比率の合計が50%以上のときは、下の欄に「1」を記入してください。 なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは、100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

(7) 「28 営業年数等」の欄

入札参加希望業務に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から申請日までの期間（1年末満の端数は、これを切り捨てます。）から、当該事業を中断した期間を控除した期間を右詰めで記入してください。（営業開始日は、登記簿（法人）や現況報告書に記載されています。）

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。企業の合併が行われたときは、合併前の各企業のうち古いものの創業時をとることができます。（会社沿革等の確認資料を別途提出してください。）

（※ 詳細は入札参加資格申請問合せ窓口にお問い合わせください。）

5 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書[様式第1号[D]]

(1) 「29 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄

資格審査の申請日において、申請者が常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」の欄には、それ以外の職員の数を実人数で記入してください。

臨時職員、パート職員、非常勤職員等は計上しないでください。

「技術職員」と「事務職員」を兼ねている場合は、「技術職員」として優先計上してください。

また、「④ 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記入し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記入してください。

(2) 「30 有資格者数」の欄

資格審査の申請日における常勤職員のうち、該当する者等がある者の人数を記入してください。

1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、「1・2級」や「士・士補」の資格をそれぞれ有している場合は、上位の資格のみ計上してください。

1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士の欄には計上しないでください。構造設計1級建築士証と設備設計1級建築士証の両方の交付を受けている者である場合は、それぞれ重複して計上してください。

最も右の「横計」の欄には、横の行の各欄に記入した有資格者の合計人数をそれぞれ記入し、「①～⑦の計」の欄に①横計～⑦横計の合計を記入してください。

最も下の「縦計」の欄には、縦の列の各欄に記入した有資格者の合計人数を記入してください。

(注意事項)

- 1 5の(1)及び(2)において、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な雇用関係（定期・定額給与の支払対象者、社会保険の納付対象者であること等）を有することをいいますので注意してください。
- 2 「常時雇用」及び「常勤」関係に疑義がある場合は、上記客観的な判断事項に関する資料の提出を求めることがあり、虚偽の申請と認められる場合は、資格を認定しないことがあるので十分注意してください。
- 3 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。
あくまで、**自社の職員数のみを記載してください。**
- 4 専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事する技術職員を計上してください。
- 5 「縦計」の欄に記入した人数を合計した人数と「①～⑦の計」の欄に記入した人数が一致することを確認して提出してください。
- 6 有資格者として計上した人は、必ず「有資格技術職員名簿（様式第3号）」に記入し、この欄の資格数と名簿の資格数とが一致するように確認してください。

(3) 「3 1 測量系CPD学習単位数」の欄（添付書類あり）

広島県内の営業所に所属する技術者の、測量系CPD協議会の「測量CPD制度」における前年度及び前々年度の学習単位数を記載してください。県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。（前年度及び前々年度…令和2年11月に申請する場合、H30.4.1～R2.3.31）

※ 測量系CPD運営協議会が発行する証明書（団体用）において、前年度及び前々年度の学習単位数を確認できる場合にのみ、その単位数を記載してください。

（証明書等に関するお問合せ先）

（公社）日本測量協会（測量系CPD協議会事務局） 電話：03-5684-3355

(4) 「3 2 建築CPD認定時間数」の欄（添付書類あり）

広島県内の営業所に所属する技術者の、建築CPD運営会議の「建築CPD（継続職能／能力開発）情報提供制度」における前年度及び前々年度の認定時間数を記載してください。県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。（前年度及び前々年度…令和2年11月に申請する場合、H30.4.1～R2.3.31）

※ 建築CPD運営会議が発行する証明書（様式3-3）において、前年度及び前々年度の認定時間数を確認できる場合にのみ、その時間数を記載してください。

（証明書等に関するお問合せ先）

（公財）建築技術教育普及センター（建築CPD運営会議事務局）

電話：03-6261-3310

(5) 「3 3 建設系CPD学習単位数」の欄（添付書類あり）

広島県内の営業所に所属する技術者の、建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における前年度及び前々年度の総学習単位数を記載してください。県外の営業所等に所属する者については、記載しないでください。（前年度及び前々年度…令和2年11月に申請する場合、H30.4.1～R2.3.31）

※ 各建設系CPD協議会加盟団体の発行する証明書において、前年度及び前々年度の単位数を確認できる場合にのみ、その単位数を合計してください。なお、証明書に技術者の所属（法人名等）が記載されていない場合は、雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。

※ 同一の技術者が、建設系CPD協議会に加盟する複数の団体のCPD学習単位を有している場合は、いずれか1つの団体のCPD学習単位を対象としてください。

(証明書等に関するお問い合わせ先)

建設系CPD協議会加盟団体（各加盟団体に直接お問い合わせ下さい。）

ホームページ <http://www.cpd-ccesa.org/>

6 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書[様式第1号[E]]

(1) 「34 ISO9001取得有無」（添付書類あり）

入札参加資格審査申請時において、広島県と常時契約を締結する権限を有する広島県内の営業所等が、JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、JISQ9001:2015（ISO9001:2015）の資格の認証を受けている場合で以下の条件を満たしていることを登録証又は附属書で確認できる場合に「1」を記入してください。

- ① 測量・建設コンサルタント業務と関係する営業所等において認証を受けていること
- ② 測量・建設コンサルタント業務と関係する範囲の認証を受けていること

※ 認証を受けていない場合及び上記の条件を満たしていない場合は、記入しないでください。

なお、旧規格（JISQ9001:2008（ISO9001:2008））から新規格（JISQ9001:2015（ISO9001:2015））に移行していない場合は、記入しないでください。

- 条件を満たしていない場合の例
- ・ 県内における認定状況が確認できない場合（例：岡山県の営業所での認定しか確認できない場合）
 - ・ 測量・建設コンサルタント業務と関係のない事務所、販売所のみが認定を受けている場合
 - ・ 登録範囲が測量・建設コンサルタント業務と明らかに無関係の場合

(2) 「35 ISO9001取得年月日」

「34」で記入した資格の取得年月日を記入してください。

(例) 「平成29年6月30日」の場合 →

4	2	9	年	0	6	月	3	0	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

元号は「昭和→3、平成→4、令和→5」で記入してください。

(3) 「36 障害者雇用の状況」の欄（添付書類あり）

広島県内に本店がある者で、以下の条件を満たしている場合のみ「1」を記載してください。（県外に本店がある場合は記入できません。）

雇用義務の有無を確認のうえ、下表の要件を満たす場合のみ記入し、添付書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.5%）を達成した者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
・ 障害者を雇用する義務のない者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

(4) 「37 社会資本維持管理活動への貢献」の欄（添付書類なし）

広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバーの認定）を受けている場合のみ「1」を記載してください。（それ以外の場合には記載しないでください。）

(認定等に関するお問合せ先)

広島県土木建築局道路河川管理課 電話：０８２－５１３－３９０３

(5) 「３８ 広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録」の欄（添付書類なし）

広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合のみ「１」を記載してください。（それ以外の場合には記載しないでください。）

(登録等に関するお問合せ先)

広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課 電話：０８２－５１３－３４１９

(6) 「３９ 消防団協力事業所の認定」の欄（添付書類あり）

広島県内に本店がある者で、県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合のみ「１」を記載してください。（それ以外の場合には記載しないでください。）

（県外に本店がある場合は記入できません。）

「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。

認定等に関する問い合わせは、各市町へお願いします。

(7) 「４０ 協力雇用主の登録または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録」の欄（添付書類あり）

広島県内に本店がある者で、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合、または、公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合のみ「１」を記載してください。（それ以外の場合には記載しないでください。）

（県外に本店がある場合は記入できません。）

※ 協力雇用主の登録について

証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-3-1 広島法務総合庁舎内
広島保護観察所 処遇部門 宛

(登録等に関するお問合せ先) 広島保護観察所 電話：０８２－２２１－４６５１

※ 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録について

(登録等に関するお問合せ先)

(公財) 暴力追放広島県民会議 電話：０８２－５１１－０１１０

(8) 「４１ 建設業の許可番号」の欄

広島県の建設工事等の入札参加資格審査を申請している場合に限り、記入してください。

なお、〈大臣・知事コード〉欄は、大臣許可の場合は「００」、知事許可の場合は「都道府県コード」を記入してください。（例：広島県＝「３４」）

(9) 「４２ TECRIS 業者登録番号」の欄

(一財) 日本建設情報総合センターの運営する「調査設計、測量並びに地質調査に関する実績情報サービス」(TECRIS) の 企業ID (10ケタ又は8ケタ) を記入してください。

8ケタの場合は左詰めで記入してください。

登録がない場合は、記入不要です。

☆ 申請事務担当者欄

※ 当該申請書の作成等、申請事務を実際に担当した者の所属部署名、担当者氏名、連絡先の電話番号、FAX番号及び申請事務担当者メールアドレスを記入してください。

※ なお、行政書士等代理人が作成等された場合は、欄外の余白に作成者の氏名、連絡先の電話番号及びFAX番号を記入してください。

7 委任先に関する調書〔様式第2号〕

江田島市との契約締結権限を有する最寄りの営業所に関する情報を記入してください。

本店は記入しないでください。

8 有資格技術職員名簿〔様式第3号〕

- (1) この様式に記載する有資格技術者は、資格審査の申請日時点において、申請者が常時雇用している技術者としてください。
- (2) 「営業所等」の欄には、当該技術者が所属している本店、支店及び営業所等を記入して所属単位ごとにまとめて記入してください。
- (3) 「氏名」の欄には、氏名を姓と名の間を1文字開けて記入してください。フリガナは1文字開けることなく詰めて記入してください。
- (4) 「有資格区分コード」欄には、21ページ以下の有資格区分コード表の分類に従い、該当する番号を記入してください。コード表に該当する資格を持たない技術職員については、記入しないでください。
- (5) 資格が6以上あって記入が2段になる場合は、「営業所等」「氏名」「フリガナ」及び「生年月日」は最上段のみ記入してください。ただし、資格は1人につき10までです。
- (6) 本表が二枚以上となる場合には、同一の様式を用いて引き続き記入し、右肩の ／ 頁に1／5、2／5、…、5／5のように記入してください。
- (7) 「※ 受付番号」欄には何も記入しないでください。
- (8) 各ページの下段余白に、各資格コードの人数の小計を記載してください。最終ページの下段余白には、小計及び合計を記載してください。（書き方は問いません。）
※ 記載がない場合、受付の順番を後回しにして、記載をお願いする場合があります。

（注意事項）

- 1 「常時雇用」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険の納付対象者であること等）を有することをいいますので注意してください。
- 2 「常時雇用」関係に疑義がある場合は、上記客観的な判断事項に関する資料の提出を求めることがあり、虚偽の申請と認められる場合は、資格を認定しないことがあるので十分注意してください。
- 3 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。
あくまで、自社の職員数のみを記載してください。
- 4 次の有資格コードに該当しない技術職員の氏名は、記入しないでください。
- 5 専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事する技術職員を計上してください。
- 6 様式第1号〔D〕の「30 有資格者数」欄に記載した資格数とこの様式に記載する資格数は同数となるよう、十分注意して記入してください。

◎技術職員区分分類表及び有資格区分コード表

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称等
建築士法	8 4 1	構造設計一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、構造設計一級建築士証の交付を受けた者）
	8 4 2	設備設計一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、設備設計一級建築士証の交付を受けた者）
	1 3 7	一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者。構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	2 3 8	二級建築士（建築士法による二級建築士の免許を受けている者。一級建築士の免許を受けている者、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	0 6 2	建築設備士（建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示による建築設備資格者の登録を受けている者）
建設業法	1 1 3	一級土木施工管理技士（建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者）
測量法	1 0 1	測量士（測量法による測量士の登録を受けている者）
	2 0 2	測量士補（測量法による測量士補の登録を受けている者。測量士の登録を受けている者を除く。）
計量法	2 2 2	環境計量士（計量法による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）
不動産の鑑定評価に関する法律	2 4 1	不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者）
	3 4 2	不動産鑑定士補（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者。不動産鑑定士の登録を受けている者を除く。）
土地家屋調査士法	2 4 3	土地家屋調査士（土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者）
司法書士法	2 4 4	司法書士（司法書士法による司法書士の登録を受けている者）
	3 0 1	建築積算士（建築積算資格者）（公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士（建築積算資格者）試験に合格し、登録を受けている者）
技 術 士 法	1 6 1	技術士：機械部門 選択科目 ※1
	1 6 2	〃：機械部門 選択科目 その他
	1 6 3	〃：電気・電子部門
	1 6 4	〃：建設部門 選択科目 土質及び基礎
	1 6 5	〃：建設部門 選択科目 鋼構造及びコンクリート
	1 6 6	〃：建設部門 選択科目 都市及び地方計画
	1 6 7	〃：建設部門 選択科目 河川、砂防及び海岸
	1 6 8	〃：建設部門 選択科目 港湾及び空港
	1 6 9	〃：建設部門 選択科目 電力土木
	1 7 0	〃：建設部門 選択科目 道路
	1 7 1	〃：建設部門 選択科目 鉄道
	1 7 2	〃：建設部門 選択科目 トンネル
	1 7 3	〃：建設部門 選択科目 施工計画、施工設備及び積算
	1 7 4	〃：建設部門 選択科目 建設環境
	1 7 5	〃：農業部門 選択科目 農業土木 ※2
	1 7 6	〃：森林部門 選択科目 森林土木
	1 7 7	〃：水産部門 選択科目 水産土木
	1 7 8	〃：情報工学部門
	1 7 9	〃：応用理学部門 選択科目 地質

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称
技術士法	180	技術士：応用理学部門 選択科目 その他
	181	〃：上下水道部門 選択科目 上水道及び工業用水道
	182	〃：上下水道部門 選択科目 下水道
	183	〃：上下水道部門 選択科目 水道環境
	184	〃：その他の部門（総合技術監理部門を除く。）
	※3	〃：総合技術監理部門
一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者	701	RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋
	702	〃：港湾及び空港
	703	〃：電力土木
	704	〃：道路
	705	〃：鉄道
	706	〃：造園
	707	〃：都市計画及び地方計画
	708	〃：地質
	709	〃：土質及び基礎
	710	〃：鋼構造及びコンクリート
	711	〃：トンネル
	712	〃：施工計画、施工設備及び積算
	713	〃：建設環境
	714	〃：上水道及び工業用水道
	715	〃：下水道
	716	〃：農業土木
	717	〃：森林土木
	718	〃：機械
	719	〃：電気電子
	720	〃：水産土木
	721	〃：廃棄物
	722	〃：建設情報
公認会計士法	245	公認会計士（公認会計士法による公認会計士の資格を有し、登録を受けている者）
	346	会計士補（公認会計士法による会計士補の資格を有する者。公認会計士である者を除く。）
税理士法	247	税理士（税理士法による税理士の資格を有し、税理士名簿に登録をしている者）
電気事業法	258	第1種電気主任技術者（電気事業法による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者）
電気通信事業法	223	第1種伝送交換主任技術者（電気通信事業法による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者）
	224	線路主任技術者（電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者）
中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令	248	中小企業診断士（中小企業診断士として登録を受けている者）
	251	地質調査技士（一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者）
	302	土地区画整理士（国土交通大臣の行う土地区画整理士技術検定に合格し、登録を受けている者）
	001	建設コンサルタント業務実務経験者 ※4
	002	用地調査等業務実務経験者 ※5
	003	公共用地取得実務経験者 ※6

(注意点)

- ※1 技術士の資格コード「161」に該当する「機械部門」の「選択科目」は、平成15年以前に取得した場合は「液体機械」、「建設、鉱山及び運搬機械」又は「機械設備」とし、平成16年以降に取得した場合には「機械設計」、「流体工学」又は「交通・物流機械及び建設機械」とする。
- ※2 技術士の資格コード「175」に該当する「農業部門」の「選択科目」は平成30年以前に取得した場合は「農業土木」とする。
- ※3 総合技術監理部門については該当する選択科目によって161～183の資格コードを適用する。一人の技術者が、同じ資格コードの技術士の資格を有している場合には、同じコードを重複して2つ記入する。なお、184については一人の技術者で1つまでとする。
- ※4 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目（橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。）を習得し、建設コンサルタント業務（建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。）に20年以上の実務経験を有する者。
(2) 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者。
(3) その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者。
- ※5 (1) 補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償、特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償）のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者。
(2) 補償業務全般に関する指導監督の実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験を有する者。
(3) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格を有する者で一般財団法人公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を修了した者。
- ※6 国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務経験を10年以上有する者。

9 希望業務実績調書〔様式第4号〕

- (1) 希望業務実績調書は、23ページ以下の「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要領」別表1を参考に、希望業務内容（測量、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、その他）別に作成してください。（現況報告書がある分野については省略できます。）
- (2) 直前1年間の主な契約について、契約金額が高額である順に10件まで記入してください。
- (3) 「直前1年間」とは、県に提出する財務諸表等に定める期の期首から期末までの期間です。
※ 「22 希望業務実績高」の直前1期と同じです。
申請日の直前1年間ではないので注意してください。
- (4) 「直前1年間の主な契約」とは、直前の営業年度内において契約されたものをいいます。
※ 契約期間が次の営業年度に及ぶものを含みます。「直前1年間」以降の契約分は含みません。
※ 直前1年間の実績がなく、その前年1年間に実績がある場合のみ、その前年の実績を入力してください。
- (5) 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記入し、「件名」の欄については、下請件名を記入してください。
- (6) 「業務の対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記入してください。

- (7) 「委託契約金額（千円）」の欄については、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入してください。（千円未満は切り捨て）

「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要領」

別表 1 業務分野別の部門及び部門別業務内容の例示

分野	部 門	部門別業務内容の例示（又は分野の定義）
測 量	(分野の定義)	土木建築に関する工事に関する測量(測量法第3条の測量をいう。)
	①測量一般	測量（地図の調製又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）
	②地図の調製	測量の成果を用いて行う地図の作成
	③航空測量	航空機等を使用して空中から行う測量
建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	(分野の定義)	建築に関する工事の設計若しくは監理並びに建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言
	①建築一般	建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理（建築物の設計又は建築工事の監理を含むものをいう）
	②意匠	建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計
	③構造	建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計
	④暖冷房	建築工事に係る暖冷房空調設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
	⑤衛生	建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
	⑥電気	建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
	⑦建築積算	建築工事に関する積算
	⑧機械設備積算	建築工事に係る機械設備に関する積算
	⑨電気設備積算	建築工事に係る電気設備に関する積算
	⑩調査	上記各号以外の建築工事に関する調査
地 質 調 査 業 務	(分野の定義)	地質又は土質について調査及び計測し、並びに解析及び判定することにより、土木建築に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務
	①地質調査	土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務
補 償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	(分野の定義)	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う、損失の補償又はこれらに関連する業務
	①土地調査	土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等
	②土地評価	(1) 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定 (2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定
	③物件	(1) 木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定 (2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定
	④機械工作物	機械工作物に関する調査及び補償金算定
	⑤営業・特殊補償	(1) 営業補償に関する調査及び補償金算定 (2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定
	⑥事業損失	事業損失（事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう。）に関する調査及び費用負担の算定
	⑦補償関連	(1) 意向調査（事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。）、生活再建調査（公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。）その他これらに関する調査 (2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整 (3) 事業認定申請図書（起業者が事業認定庁に対する事前協議を行うための協議資料及び協議の完了に伴う本申請図書等）の作成

分野	部 門	部門別業務内容の例示（又は分野の定義）
土木関係建設コンサルタント業務	（分野の定義）	土木に関する工事の設計若しくは監理並びに土木に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言
	①河川・砂防及び海岸・海洋	治水水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理
	②港湾及び空港	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
	③電力土木	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
	④道路	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
	⑤鉄道	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理
	⑥上水道及び工業用水道	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
	⑦下水道	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
	⑧農業土木	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	⑨森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	⑩水産土木	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理
	⑪造園	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
	⑫都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	⑬地質	事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案若しくは助言
	⑭土質及び基礎	事業別の部門に係る土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案
	⑮鋼構造及びコンクリート	事業別の部門に係る鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案、若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	⑯トンネル	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	⑰施工計画、施工設備及び積算	事業別の部門の工事实施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事实施の監理又は工事实施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計画若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理
	⑱建設環境	前記⑥から⑩を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
	⑲廃棄物	廃棄物処理等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理等に関する工事の設計若しくは監理
	⑳建設機械	事業別の部門の工事实施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理
	㉑電気・電子	事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
その他	（分野の定義）	土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案、若しくは助言（前記各号に掲げるものを除く。）
	①不動産鑑定	不動産の鑑定評価（不動産の鑑定評価に関する法律第2条に規定するものをいう。）
	②登記手続等	土地家屋調査（土地家屋調査士法第3条に規定するものをいう。）、不動産の登記及びそれに付随する業務
	③その他	前記各号に掲げるものを除くもの

